

第8回 枚方市教育委員会定例会 会議録						
開会	平成27年8月28日午前10時00分			閉会	平成27年8月28日午前10時10分	
日程番号	議案番号	案 件			結果	
1	議案第15号	枚方市社会教育委員の委嘱について			可決	
2	議案第16号	学校教育法附則第9条の規定による平成28年度使用教科用図書 の採択について			可決	
出席委員	議席番号	氏 名		欠席委員	議席番号	氏 名
	1番	記虎 敏和			番	
	2番	徳永 博正			番	
	3番	山下 薫子			番	
	4番	吉村 雅昭			番	
	5番	村橋 彰		番		
説明員	教育次長	高井 法子		説明員	教育総務課長	小菅 徹
	管理部長	君家 通夫			学校規模調整課長	永田 昌宏
	学校教育部長	若田 透			学校給食課長	前村 卓志
	社会教育部長	中路 清			教職員課長	大船 純之
	管理部参事	俣野 浩一			児童生徒支援室 課長(生徒指導担当)	狩野 雅彦
	管理部次長 (参事級)	益田 正治			児童生徒支援室 課長(人権・支援担当)	田辺 元美
	管理部次長	荻野 晋三			教育推進室 教育指導課長	位田真由子
	学校教育部次長	高橋 孝之			教育推進室 教育研修課長 兼 教育文化センター館長	喜多 一友
	社会教育部次長 (参事級)	森澤 可幸			社会教育課長	米倉 仁美
	社会教育部次長	松宮 祥久			文化財課長	鈴江 智
	社会教育部次長 兼 中央図書館長	石村 和巳			スポーツ振興課長	井岡 功一
	児童生徒支援室長	足立 一彦			中央図書館副館長 (課長級)(サービス担当)	松井 一郎
	教育推進室長	花崎 知行			中央図書館副館長 (課長級)(企画担当)	中道 直岐
	管理部副参事	寺西 光治			記録	教育総務課課長代理
学務課長 (副参事級)	早崎 由子		傍聴の人数		0人	

○記虎委員長 それでは、よろしくお願いします。

開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議、全員出席です。

以上、報告を終わります。

○記虎委員長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第8回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第17条第2項の規定により、委員長において、山下委員を指名いたします。

それでは、日程1、議案第15号「枚方市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

説明を求めます。

中路社会教育部長。

○中路社会教育部長 ただいま上程いただきました議案第15号、枚方市社会教育委員の委嘱について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第15号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

社会教育委員は、社会教育に関し、教育長を経て、教育委員会に助言するため、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から、枚方市社会教育委員設置条例第2条第2項に基づき、教育委員会が委嘱するものでございます。

1. 委員の委嘱でございますが、委嘱理由は、平成27年第7回教育委員会定例会において議決いただきました、第34期社会教育委員の委嘱予定者であった杉山誠司氏が、平成27年7月30日に死去されたことに伴い、新たに桃山学院大学教授の山本順一氏を、第34期社会教育委員として委嘱するものでございます。委員の任期につきましては、平成27年9月1日から平成29年7月31日まででございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、議案第15号、枚方市社会教育委員の委嘱についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

この山本さんの専門分野は何ですか。

○中路社会教育部長 山本順一教授は、桃山学院大学の教授でございます。所属学会といたしましては、日本図書館情報学会、日本図書館研究会、日本広報学会等に所属されておまして、図書館情報、研究を含めて、図書館研究の分野において、関西における第一人者といっても過言ではない方かと思えます。

○記虎委員長 ほかにございませんか。

それでは、これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、議案第15号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、日程2、議案第16号「学校教育法附則第9条の規定による平成28年度使用教科用図書の採択について」を議題とします。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第16号、学校教育法附則第9条の規定による平成28年度使用教科用図書の採択について、ご説明いたします。

議案書2ページをお開きください。

本件につきましては、障害のある児童・生徒の学習のための教科用特定図書、例えば視覚障害のある児童・生徒のため、文字、図形等を拡大して、検定教科用図書等を複製した図書、いわゆる拡大教科用図書などを採択するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条第2項の定めによりまして、学校の設置者の採択行為が必要であることから、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第19号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容についてご説明をいたします。議案書3ページをご覧ください。

平成28年度に拡大教科用図書を必要とする児童・生徒につきましては、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第139条に基づき、平成28年度に就学予定の配慮を要する幼児及び枚方市立小中学校の支援学級に在籍、または通常学級において配慮を要する児童・生徒を対象に、他の適切な教科用図書の使用について、平成27年7月に調査をいたしました。その結果、弱視の児童・生徒3名について、拡大教科用図書を必要とするとの報告を受けました。

詳細でございますが、1.小学校拡大教科用図書(1)の表にございますように、小学校第2学年の児童1名が4種目、(2)の表にございますように、小学校第5学年の児童1名が9種目、それぞれ拡大教科用図書が必要となります。

また、2.中学校拡大教科用図書の(1)にございますように、中学校第1学年の生徒1名が14種目において、拡大教科用図書が必要となります。

内容の詳細は以上でございます。

なお、今後の手続といたしまして、本日ご採択いただいた後、当該児童生徒が平成28年度に必要とする拡大教科用図書について、給与手続を進める予定でございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、議案第16号、学校教育法附則第9条の規定による平成28年

度使用教科用図書の採択についての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○記虎委員長 それでは、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、議案第16号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、平成27年第8回枚方市教育委員会定例会を閉会といたします。

署 名

記 虎 敏 和

山 下 薰 子
